

あお ぞら
青空VII

世界中
みんなの心が切れ目のない
青空のようになって
ほしい

近江八幡市人権擁護都市宣言

わたくしたちは、近江八幡市民として、一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重する。

人権を互いに侵さず、侵されず、すべての市民が平等に生きる権利を保障する。

わたくしたちは、不断の努力によって相互の人権を擁護するため

ここに近江八幡市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

毎月1日は『人権を考える日』です。

毎月1回、家庭・地域・学校・職場などで「人権」について話し合ってみましょう。

近江八幡市

はじめに

私たちは、誰もがそれぞれ違った個性を持ちながら、人間らしく生きて幸せになりたいと願っています。

しかし、家事や育児は女の役目と決めつけられる、家族から虐待を受ける、学校でいじめや体罰を受ける、ハラスメント行為を受ける、同和地区をインターネットで晒される、部落差別発言を受ける…など、こうしたことを身の回りで見たり聞いたりしたことはありませんか？私たちは、生活している中で、相手の人格を無視したり、そうとは気づかずに人権を侵害してしまったりすることがあります。また、社会にはまだまだ偏見や不平等な習慣が見られます。

世界では、差別自体を禁止する法律を制定していたり、国内に人権機関を設置している国もあり、2022年12月には、国連が『包括的反差別法制定のための実践ガイド』を作成し、各国での法制定を求め支援しています。こうした法律や支援環境の整備も重要なことですが、同時に、私たち一人ひとりの考え方や行動を今一度見直すことが大切です。

この『青空Ⅶ』は、現代社会にある人権問題について、近年の世情をふまえテーマごとに解説しています。すべての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることができる共生社会。その社会の実現に向けて、様々な人権問題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとしてこの冊子がお役に立てば幸いです。

もくじ

人権ってなんだろう？	1
男女共同参画	2
子どもの人権	4
高齢者の人権	6
障がいのある人の人権	8
同和問題（部落差別）	10
外国人住民の人権	12
性的指向と性自認に関する人権	14
インターネットと人権	16
感染症と人権	18
さまざまな人権	20



人権とは、「人間が人間らしく生きるための権利」です。

人間が人間らしく生きるためには、衣食住が足りていること、健康であること、生命・身体の危険がないこと、意見を自由に発表できること、正しい情報が得られること、自分の能力を十分に発揮できること、仕事・職場をもてること、自分の仕事や成果に対して正当な評価が得られること等が満たされていなければなりません。



人はいつでも、どこでも、誰でも、同じように、生まれながらにして、人権を持っています。



人権は他人に譲り渡すことはできず、国や他人によって奪われることはありません。また、人権は漠然とした考えではなく、法（憲法や法律）によって守られる個別の権利の集まりです。日本国憲法では、人権は永久の権利として守られるべきものとされています。

人権は全ての人に保障されていますが、無制限に権利を主張することが許されているものではありません。個人の人権を主張するときには、他の人の人権を守る責任が伴います。

21 世紀は人権の世紀

20 世紀は豊かな生活が送れるようになった一方で、戦争が続きました。多くの人命が奪われ、人権が踏みにじられた二つの世界大戦への反省から、1948 年 12 月 10 日に第 3 回国連総会で世界人権宣言が採択されました。そこから、『21 世紀は人権の世紀』という世界共通の合言葉が生まれ、人権の尊重と平和の実現が世界中の願いとなっています。



しかし、21 世紀となった現在においても世界では戦争・紛争が続いており、国内では性別・年齢・出自・障がい・性的指向などを理由に、意見が無視されたり、いじめ・虐待を受けたり、差別されるような人権問題が残っています。全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権についての理解を深め、多様性を認め合い、互いの人権を守ることが必要です。



《関連する法律》

- ・日本国憲法【昭和 22 年（1947 年）】
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【平成 12 年（2000 年）】





性別による無意識の思い込みはありませんか？ チェック ☒ してみましょう！

☐

家事・育児・介護は女性がすべきだ。

☐

男性は人前で泣くべきではない。

☐

自治会の役職・仕事は男性の方が向いている。

☐

女性は結婚するから、仕事の収入にこだわらなくてよい。

☐

男性は論理的で、女性は感情的である。

☐

仕事よりも家庭を優先する男性は、信頼できない。

☐

女性には女性らしい感性があるものだ。

☐

女性に理系の進路（学校・職業）は向いていない。

☐

祭りや集会での食事の準備や配膳は女性がふさわしい。

チェックの数	あなたの思い込み度
0～1	性別による思い込みが少なく、柔軟な考え方の持ち主です。
2～4	やや性別による思い込みがあるようです。自身の考え方を少し点検してみましょう。
5～9	性別による思い込みに囚われていませんか？自身の考え方について振り返ってみましょう。



今日からできる！ 男女共同参画への第一歩

・観察する

家庭・地域・学校・職場など、身近な環境で男女共同参画は実現できていますか？ 役員などの男女の割合が偏っていないか、性別を理由に役割が決められていないかなど、周囲を観察してみましょう！



・言葉を変える

日頃、何気なく使っている言葉にも、これまでの社会の習慣やしきたり、また、性による固定化されたイメージが色濃く反映されている場合があります。表現しようとする言葉が社会の変化に対応しているか、人権に配慮できているか見直してみましょう！

【例】・父兄 → 保護者

- ・女医、女子アナ → 医師、アナウンサー
- ・男/女なら～すべき、男/女のくせに、などの性別による先入観に基づく発言をしない



・行動する

普段なんとなくしていた行動を見直してみませんか？
「家事は妻任せだったけれど、自分も家事をやってみよう！」
「今までのリーダーは男性だったけれど、女性の私もなってみたい！」
もし、すぐに行動することができなくても、性別に縛られずに行動する人のことを応援しましょう！



問いかけ

- ・あなたは性別を理由に生きづらさを感じたことはありますか？それはどんなことですか？
- ・男は仕事・女は家庭のような性別による無意識の思い込みに気付いたことはありますか？それはどんなときに感じましたか？



《関連する法律》

- ・男女共同参画社会基本法【平成 11 年（1999 年）】
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成 13 年（2001 年）】
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律【令和 6 年（2024 年）】





子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めた条約です。1989年11月20日、第44回国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束した締約国・地域数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約で定められている子どもの基本的人権

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できることなど



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られることなど



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできることなど



「子ども＝心身ともに未熟だから大人の言う通りにするべき」？

子どもは心身ともに未熟なため、特別な配慮や保護が必要です。しかし、子どもも大人と同じように一人の人間として様々な権利を持っています。子どもであることを理由に人権を侵害されることのないよう子どもを守ることは、大人の責任です。



Q.子どもの人権を守るために大人ができることは？

A.「サイン」を見逃さないこと！

- ・ いつも暗い顔をして、うつむいている。
- ・ 落ち着きがなく、乱暴になっている。
- ・ 体に不自然なアザやヤケドなどがある。
- ・ お風呂にきちんと入れていない。虫歯だらけになっている。
- ・ 子どもの不自然な泣き声や、大人の怒鳴り声が聞こえる。
- ・ 持ち物が壊れたり、落書きされたりしている。
- ・ 家のお金を持ち出したり、大金を扱っている。 等



上記のような子どもの心身の微妙な変化に気づくことが、いじめや児童虐待などの早期発見につながります。そして、冷静に事態を把握し、「悪化」を防ぐためには、公的機関の相談窓口に、ためらわず通報・相談することが大切です。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）

子どもの頃を思い出してみましょう

いじめや虐待を受けていることを、なかなか大人に相談できない子どももいます。恥ずかしいから、口止めされているから、自分さえ我慢すれば大丈夫だから…など、相談できない理由は様々です。

子どもがやっとの思いで打ち明けてくれたときは、「どうして今まで相談しなかったのか」と責めるような対応を取らず、「相談してくれてありがとう」と受け止めてあげてください。



問いかけ

- ・ 子どもからいじめの相談を受けたら、あなたはどうしますか？
- ・ 子どもの変化に気づくためには、どうしたらよいと思いますか？



《関連する法律》

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律【平成12年（2000年）】
- ・ いじめ防止対策推進法【平成25年（2013年）】
- ・ こども基本法【令和5年（2023年）】



高齢者の人権を考える

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
第41回全国中学生人権作文コンテスト 法務事務次官賞

岡山県 津山市立中道中学校 1年(当時)

高田 美歩

人は誰でも人として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。これは子供から高齢者まで全ての人に与えられています。日本は少子高齢化で長寿社会なので、高齢者の人権問題は大きな社会問題になっていると思います。身体的、心理的、経済的、介護の放しや放任などもよくニュースに取り上げられています。

私の家は、ひいおばあちゃん、おじいちゃん、お父さん、お母さん、お兄ちゃんの六人家族です。今はめずらしい四世代が一緒に暮らしています。ひいおばあちゃんは九十五歳、元気ですが寝たきりで生活をしています。五年前までは娘であるおばあちゃんが介護をしていましたが、八月十五日大動脈解離という病気で突然私の前から姿を消しました。その後は孫のお母さんが介護をする事になりました。ひいおばあちゃんを施設には入れないという決断をしたことにはお兄ちゃんが深く関わっています。おばあちゃんのお葬式が終わるとすぐに、ひいおばあちゃんのカマナーが家に来てくださって、今後の事について話しました。ケアマネさんは家で介護を続けるのは無理だろうと、いくつか入れそうな施設のパンフレットを持って来てお母さんに紹介していました。その話を聞いていた小五のお兄ちゃんが、急に

「ひいおばあちゃんは施設に入れません。家が大好きで家族一緒に居た方がいいんです。帰って下さい。」

と大きな声で怒って言ったのは今でも記憶に残っています。このお兄ちゃんの言葉で母さんは心を動かされ、家で介護をしようと決まりました。お母さんの妹家族にも助けをもらい、それぞれの役割を決め、出来る人が頑張るということを家族で話しました。しかし、おばあちゃんが亡くなって五年、お母さんは家事、私達子供の事、仕事、介護、全て必死でし、自分の事は全てがまんしているように見えます。忙しそうにしているお母さんを見ると、時々お兄ちゃんは、

「あの時、言い切ってしまったけんなあ。」と私に言うときがあります。悪かったなあ、かわいそうだなあ、でも家に居させてあげたいなあというお兄ちゃんの内持ちは痛いほどわかります。お母さんは介護をしながら色々な事を教えてくれます。「大好きな人の介護

でも嫌になる時がある」、「訪問入浴やヘルパーさんにも助けをもらい、心通じ合う仲間になる」、「介護されている側でも現状を伝え、がまんすることも覚えさせる」、「沢山話をする」、「自分で出来ることは手伝わない」など高齢者と接する時でも相手に気持ちを伝える大切さを学びます。お母さんはいつも最後に、好きな物を食べて、好きなテレビを見て、好きなことをして寝るのが一日の楽しみだと言っています。そうして毎日、気持ちを奮い立たせ、気合いを入れているのだと思います。

この作文を書く前にお母さんが持っている介護の本の中に「人生の最後の迎え方に関する全国調査の結果」と書いてあるものを見つけました。私は気になり、少し読んでみることにしました。人生の最後に迎えたい場所、「自宅」58.8%、次いで「医療施設」33.9%とかいてありました。その理由は、「自分らしくいられる」「住み慣れているから」などがあげられていました。日本では、約八割の人が病院で亡くなる一方、人生の最後は自宅で迎えたいと多くの人が望んでいることがわかりました。また、介護している人も高齢者という「老老介護」や、介護のために仕事を辞めなければならないといった「介護離職」の問題も起こっているようです。家で過ごしたくても、さまざまな条件が整わないと無理だということも理解できました。

今年もお盆が来る前にお母さんと一緒に墓掃除に行きました。暑い夏ですぐに花はかかれてしまうけど、おばあちゃんは花が大好きだったので、色々な種類の花を花筒に入れました。私はお母さんに、

「忙しくてなかなか掃除に来れなかったけん、きれいにしてお帰ろう。」

と話しました。掃除が終わると、お母さんが私に、「お墓に居る人やひいおばあちゃんが頑張ってくれたから今があるんよ。」

と言いながら線香を渡してくれました。私は最後に手をあわせて帰りました。

高齢者は身体的におとる場合が多いけれど、知識や経験は誰よりも豊富です。私達を助けてくれ、家庭や社会にこうけんしてきたのだと思います。自分が居たい場所で、一日でも長く生活できるように、私が今出来ることを考えていきたいと思っています。



誰もが安心して幸せに暮らせる社会へ

高齢期になっても、豊富な知識や経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、生活や趣味を楽しみたい…といったことは、多くの人の共通の思いです。しかし近年では高齢者に対する心身の虐待や介護放棄、不当な財産処分、振り込め詐欺や悪徳商法など、高齢者の人権が侵害される事例が多発し、社会問題となっています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てることが必要です。



問いかけ

- ・ 作文を読んで、あなたはどんなことを感じましたか？
- ・ 高齢化社会の中で、地域としてできること、近所の住民としてできることはどのようなことですか？



認知症の方への接し方のポイント

驚かせない	相手の見えるところから話しかける。後ろから突然話しかけない。
急がせない	まずは見守り、余裕をもって対応する。
自尊心を傷つけない	相手に目線を合わせて優しい口調で穏やかに話す。 否定したり、叱ったり、放置したりしない。

認知症の方は「何も分からない」「どうせ忘れてしまう」と思われがちです。しかし、最近のことは忘れても古い記憶は残っていることが多く、感情も豊かに生きています。ご本人も混乱や不安、焦燥感などのストレスを抱えていることを理解し、自尊心を傷つけないように気をつけましょう。



《関連する法律》

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律【平成 18 年（2006 年）】
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律【昭和 46 年（1971 年）】
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法【令和 6 年（2024 年）】





障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）や難病など、心身の機能などに障がいがあり、障がいや社会の中の障壁によって生活に制限を受ける状態にある人をいいます。令和4年版の障害者白書によると、日本では国民の約7.6%（およそ13人に1人の割合）が何らかの障がいを持っていると示されています。

身体障がい

先天的または後天的な理由で身体の一部が不自由な状態を指します。視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がい※などの障がいがあります。

※心臓機能、呼吸機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障がい、外見から分かりにくいという特徴があります。



知的障がい

発達期（概ね18歳未満）に現れた知的機能の障がいにより、読み書きや算数、論理的思考、対人コミュニケーション、金銭管理や行動の管理などの知的機能と適応機能に明らかな制約がみられます。



精神障がい（発達障がいを含む）その他

統合失調症やうつ病、てんかんといった精神疾患が原因となり、被害妄想・幻覚・不安・抑うつなどの症状により日常生活や社会生活に困難がある状態を精神障がいと言います。また、生まれつき脳機能の発達に障がいがあり、落ち着きがない、コミュニケーションが苦手といった状態にあるものを発達障がいと言います。



このほか、事故や脳卒中などの病気により脳にダメージを受けることで起きる高次脳機能障がいや、視覚と聴覚の両方に障がいがある「盲ろう」のように複数の障害を併せ持つ場合、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）といった病気によって生じる重度の障がいなどもあります。

じんけんクイズ

この3つのマークのうち、「ヘルプマーク」と呼ばれるものはどれでしょうか？



ヘルプマークは、義足や人工関節、体の内側の障がいや病気、妊娠の初期などは、外見からは分かりにくい場合が多くあるため、周囲からの援助を得やすくするためのマークです。①は耳が不自由であることを示す「耳マーク」、③は人工肛門や人工膀胱を増設している人のための設備があることを示す「オストメイトマーク」です。

障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指して

日常生活や社会生活で提供される設備やサービス等の中には、障がいのある人にとっては利用が難しく、活動が制限されてしまう場合があります。障がいがある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担が重くない範囲で配慮を行うことを「合理的配慮」と言います。障害者差別解消法では、次の2つの差別を禁止しています。

①不当な差別的取り扱い

正当な理由がなく、障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。



- 【例】・障がいの特性や補助用具の使用を理由に、一律に施設への入場や交通機関の利用を断る。
・身体障がいのある人が補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を同伴して施設や交通機関を利用することを拒む。

②合理的配慮を提供しないこと

重い負担がないのに「合理的配慮を提供しないこと」は差別にあたります。

- 【例】・聴覚障がいのある人が、商品の説明を筆談でしてほしいと求めたが、面倒がって何もしない。
・読み書き障がいのある学生が、筆記試験にパソコン（キーボードでの入力）を希望したが、断られる。

2021年に障害者差別解消法が改正され、2024年4月からそれまで努力義務とされていた事業者等による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

「障がい」の考え方 ―障がいの社会モデル―

「障がいの社会モデル」とは、障がいがある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、その人の心身の機能障がいのみによって生じるものではなく、社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考え方です。社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

障がいのある人にどのように接していいかわからないときは、「お手伝いしましょうか」と声をかけて、相手の意思を確認することが支援の第一歩となります。

問いかけ

- ・障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、条件をつけたりすることについてどう思いますか？
- ・障がいのある人もない人も共に暮らすために、地域でできることや自分ができるとはなんですか？

《関連する法律》

- ・障害者基本法【昭和45年（1970年）】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【平成18年（2006年）】
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【平成28年（2016年）】



何時かもんぺをはいてバスに乗ったら
隣座席の人は私をおばはんと呼んだ
戦時中よくはいたこの活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの着物と思っているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て汽車に乗ったら
人は私を奥さんと呼んだ
どうやら人の値うちは着物で決まるらしい

講演がある
何々大学の先生だと言えば内容が悪くとも
人々は耳をすませて聴き良かったと言う
どうやら人の値うちは肩書きで決まるらしい

名も無い人の講演には
人々はそわそわして帰りを急ぐ
どうやら人の値うちは学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが部落にお嫁に来る
でも生まれた子供はやっぱり部落の子だと言われる
どうやら人の値うちは生まれた所によって決まるらしい

人々はいつの日このあやまちに気付くであろうか

『荊を越えて』より昭和56年（1981年）5月刊

江口いと（えぐち いと）
大正元年（1912年）生まれ。
自身の体験をもとに同和問題の解決を訴えた。



同和問題（部落差別）とは？

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

被差別部落への差別は今なお続いています。

インターネット上に特定の地域を同和地区である又はあったとする情報が公表されたり、差別書込みなどの差別事象が発生するなど、部落差別に関する状況には変化が生じています。被差別部落への差別がインターネット上などで現在も続いている状況を踏まえて、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として 2016 年に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が成立しました。

同和問題は昔の話ではなく、結婚差別や就職差別、身元調査、えせ同和行為などは今も続いています。2021 年には本市においても差別落書き事件が発生しました。部落差別は放っておいてもなくなりません。被差別部落とはなにか、差別とはなにか、人権とはなにか、一人ひとりが考えて人権意識を磨いていくことが、差別の解消につながります。

そっとしておけば部落差別はなくなる？『寝た子を起こすな論』とは

「部落差別について教えるから差別はなくなる」といういわゆる『寝た子を起こすな論』がありますが、これは誤りです。誰でも生まれた時から部落に対して、差別的な予断や偏見を持っているわけではありません。成長の過程で差別的な誤った情報を与えられ「間違っ

て起こされる」ことが多いのです。偏見や差別を見抜き、うわさ話や誤った情報を鵜呑みにせず、差別をさらに拡散・助長しないためには、正しい知識を身に付けることが大切です。

問いかけ

- ・この詩を読んで、あなたはどんなことを感じましたか？
- ・部落差別に直面したとき、あなたはどのように対処しますか？



《関連する法律》

- ・部落差別の解消の推進に関する法律【平成 28 年（2016 年）】





地球人でええやんか

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
第37回全国中学生人権作文コンテスト 文部科学大臣賞
滋賀県 東近江市立朝桜中学校 1年(当時)
木田 美映ミシエル

小学校4年の帰りにいつもの通り集団で仕事のおばちゃんとすれ違うと、不意に外国籍のおばさんが、私に「あなた何人？」と聞いてこられました。私が、日本人だと答えるとその人達がすごく笑うのでとても不思議に思い、そのことを家に帰って母に話すと「あー、今まで話してなかったけどあんたは地球人やねん。」と真顔で母は答えました。なんぼなんでも4年生の私にそんなテレビみたいなふざけた答えは通用せえへんと思ったけど、そう考えると皆と違うこともいくつか思い当たりました。そういえば私の名前は他の人に比べて長い。省略して記入しようとする怒られる。そしてお父さんの顔は、やたら濃いし、時々知らない言葉で電話している。なんぼなんでもだまされへんで！私の気持ちとは裏腹に母は話し続けました。

「あんたのお父さんは日系ペルー人や。お父さんのおじいちゃんはいギリス人で、そのおじいちゃんのお父さんとお母さんがイギリス人とイタリア人、お父さんのお母さん、すなわちおばあちゃんは日系ペルー人、そのお父さんが日本人、お母さんがペルーの人や。そんなお父さんと結婚したお母さんは日本人や。そやし、あんたは国籍は日本やねんけどいろんな国の血と誇りが混ざった代表でもあるんやから地球人でええやんか。」と…。なんとアバウトな…。

だいたいうちの母は大雑把というかなんというか一言では言い表せないところがあるとは小さいながら気付いてはいたけど、なんぼなんでも地球人なんて言い訳が通用するわけがない。「だからまじめに何人なん？」私は再度大声で確認すると「だいたいお父さんの国ではたいていの人々が色々な国の血が混じってる人ばかりやから何人何人てそんなことあんまり言わはらへんねん。だから国籍は日本やけど地球人でええやん。」小学生の私としては本当に釈然としないまま時が過ぎました。それから時々そんな話はでましたが、ことあるごとに地球人という答えしか返ってこないの、お姉ちゃんに最近その話をすると、お姉ちゃんから私の知らないお父さんとお母さんの話が出てきました。

今でこそ私の両親は私達のスポーツの応援ばかりに追われていますが、お姉ちゃんが小さかった時はお姉ちゃんを連れて学校や公民館など色々な所に外国の生活の現状を皆に話

しに行っていたようです。お父さん達日系の人が日本に働きに来て、その時子供達が言葉もわからず、学校の先生も子供も親も皆困っていたそうです。そんな中で今の生活や文化を知ってもらおうと、お父さんおばあちゃん料理教室を開いたり、民族ダンスをひろうしたり、そのダンスにお姉ちゃんも出たことがあったと話してくれました。そういえば、今も外国の民族衣装などが家にあるし、アルバムで自分の民族衣装を着た姿の家族の新聞の切り抜きがあることを思い出しました。私は母にお姉ちゃんが話していたことを聞きました。すると、「そうやねん、お父さんはあなた達子供が生まれた時に外国の子達が色々困ってる現状を見て、自分の子供が日本で暮らしやすい未来を作るぞって決心しはってん。だから、1人にできることは小さいけど、今色々な人に話す機会があるならと、仕事が終わってから遅くまで色々な活動してはった。お父さんは『今は種をまく時期や。自分の行動が子供が少し大きくなった時に芽を出して、大人になった時花咲いてたらそれは大成功や、だからがんばる』って言ってはったな。」と話してくれました。私は今の父から想像しなかった一面を聞いた気がしました。

私達が困らない世の中って？私は何に困ってる？普通に学校に行ったら友達も仲良くしてくれる。市役所やお店に行っても外国の人が皆と同じように働いている。そう考えた時初めてお父さんの目指していた当たり前や普通の暮らし、そしてお母さんのあのふざけた

「地球人でええやんか。」の意味がパズルの1ピースが入るように自分の中にじっくり納まって意味深い言葉であることがやっと理解できました。そうか！私のこの中に流れる血は色々な国の人の声・魂・叫び・想いが詰まっているんだ。それは私だけでなく友達もそうで脈々とつながる血のリレーが私達に受け継がれているんだということ。だからこそ精一杯生きてよい世の中を次の未来につないでいかないといけないのだということが。

私はやっとわかりました。当たり前や普通のありがたさを。そしてそれは以前あった人達の苦労の上にあるということも。先生。今度私は誰かに「何人？」って聞かれたら「地球人でええやんか。」ちょっとお茶目なこの切りかえしを、みんなにも使ってみようかな？と思うのです。

～共に生きる多文化共生の社会づくり～

日本には約 300 万人、近江八幡市には約 2,000 人(2023 年 12 月末時点)の外国人が住んでいます。今や外国人は、あらゆる場面で日常的に出会うとても身近な人たちになりました。しかし、言葉や宗教、生活習慣の違いから生活の様々な場面でトラブルも発生しています。どうしたら、私たちはお互いに気持ちよく生活できるでしょうか？



『やさしい日本語』を使ってみよう！

『やさしい日本語』は、外国人等に配慮してわかりやすい言葉や表現に言い換えた日本語のことです。『やさしい日本語』を使えば、日本語があまり得意でない方と話すことができます。「やさしい」には、簡単な言葉を表す「易しい」と、相手に配慮する「優しい」気持ちで話すといった、二つの意味が込められています。

【例】・土足厳禁 → 靴くつを脱ぬいでください。

- ・来月は授業参観があります。 → 来月らいげつはお父さんとうやお母さんかあが授業じゅぎょうを見みます。
- ・参加費無料 → 参加するときにお金はいりません。

★やさしい日本語の話し方のポイント★

- ・全体的にゆっくり話し、言葉ははっきりと発音する。
- ・一文は短く、伝える情報は一つだけにする。
- ・簡単な言葉で、あいまいな表現をせず、具体的に伝える。
- ・難しい言葉や外来語（カタカナ語）はできるだけ使わない。



問いかけ

- ・身近な場所で日本語に不慣れな外国人と出会ったとき、あなたならどのように接しますか？
- ・外国人と一緒に地域で生活する中で、近所の住民としてできることはどのようなことですか？

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の国の出身者であること等を理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。多様性が尊重され、不当な差別や偏見のない成熟した共生社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

《関連する法律》

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律《ヘイトスピーチ禁止法》【平成 28 年（2016 年）】





私たちは日常的に、男性・女性という二つの枠組みで物事を考えがちですが、実際のセクシャリティ（性のあり方）はもっと複雑で多様です。しかし、性的マイノリティに関してネガティブな情報が多かったり、否定的にとらえる人がいたりするため、性的マイノリティの生きづらさにつながっています。

多様な性

性的マイノリティとは、レズビアンやゲイといった性的少数者を表す言葉です。代表的な性的マイノリティの頭文字をとり、「LGBTQ」とも呼ばれます。

頭文字	説明
L（レズビアン）	女性同性愛者
G（ゲイ）	男性同性愛者
B（バイセクシャル）	両性愛者
T（トランスジェンダー）	出生時に割り当てられた性別と、ジェンダーアイデンティティ（自分の認識している性別）が異なる人
Q（クイアまたはクエスチョニング）	自らの性のあり方について特定の枠に属さない人、わからない人

「異性を好きになる」「自分の性別に違和感がない」という多数（マジョリティ）の人々からみて少数（マイノリティ）という意味です。

身の回りに性的マイノリティはいない？

性的マイノリティは、様々な調査により、人口の5～8％と推定されています。これは、学校で考えるとクラスに1人程度の割合で存在することになります。しかし、それほど多いように実感されないのは、多くの性的マイノリティが、ありのままの自分を隠している、または隠さざるを得ない状況にあるからだと考えられます。



問いかけ

- ・性的マイノリティが安心して暮らせるようになるためには、地域でどんなことができるでしょうか？
- ・身近な人から性的マイノリティであることを明かされたとき、あなたならどのような言葉をかけますか？



性的マイノリティの抱える生きづらさ

- ・セクシャリティについて噂話をされたり、バラされたりする。
- ・学校や職場でいじめられる。差別的な取扱いをされる。
- ・就職活動で不採用になったり、内定を取り消されたりする。
- ・家族から虐待を受けたり、絶縁されたりする。

など



性的マイノリティの方の多くは、差別や偏見を恐れ、自身のセクシャリティを隠しながら生活しておられます。カミングアウト（自分が性的マイノリティであることを認め、それを自らの意思で他者に伝えること）を煽ったり、アウティング（他者の性的指向、性自認をその人の同意なく第三者に伝え、暴露すること）したりすることは、**絶対にしないでください。**

また、身近な人からカミングアウトされた時、相手はあなたを信用して打ち明けていることを理解し、「話してくれてありがとう」「何かできることはある？」など相手に寄り添った返事をするようにしましょう。

★使わないでほしい言葉と言い換え★

× NG な言葉

ホモ・レズ・おとおんな・おんなおとこ・オカマ・オネエ・オナベ

あっち系？・（ストレート※を指して）普通・その気（け）

※性自認と身体的な性別が一致しており、性的指向が異性である人

○ OK な言葉

ゲイ・レズビアン・ビアン・トランス男性※・トランス女性※

※トランス女性とは身体的には男性ですが、性自認（心の性別）は女性である人のことを指し、トランス男性はその逆に身体的には女性ですが、性自認は男性である人のことを指します。

じんけんクイズ



2023 年 7 月から近江八幡市で始まった、性的マイノリティのカップルを婚姻に相当する関係と公的に証明する制度の名前はどれでしょうか？

- ①近江八幡市同性婚制度
- ②近江八幡市同性カップル応援制度
- ③近江八幡市パートナーシップ宣誓制度

この制度により法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティのカップルを公的に認めることにより、これらの方々の日常生活での生きづらさを軽減するとともに、全ての市民が多様な生き方、価値観を認め合い、互いの人権を尊重し合えるまちとなることを目指します。

《関連する法律》

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
《LGBT 理解増進法》 【令和 5 年（2023 年）】



誹謗中傷のない世界に

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
第41回全国中学生人権作文コンテスト和歌山県大会奨励賞
和歌山県 由良町立由良中学校 2年（当時）

原 愛歩

インターネットが普及するにつれて人々の暮らしが便利になる一方で法律が追いついていないグレーゾーンな部分があります。最近では、インターネットを利用していない人の方が少なくなってきました。インターネットでは、分からないことは何でも調べられます。そして、様々な人種や言語の人たちとつながることもできます。しかし、それは便利な一方で、時には人の心を傷つける凶器へと変化していくと私は思っています。

私は、ニュースなどで「自殺」という言葉を耳にします。自殺の多くは、様々な原因や背景が重なることで起こりますが、何がきっかけとなるのかは人によって異なります。最近では、動画サイトの心ないコメント、SNSでの誹謗中傷、学校内での悪口やいじめにより自ら命を絶つ人が増えてきています。いじめや誹謗中傷が起きているというだけで悲しいのに、それによって、自殺をする人がいると思うと、とても心が痛くなります。もし、自分が誹謗中傷を受けたら絶対にいやなのに、なぜ平気でそんなことをするのでしょ

うか。私は、韓国のアーティストが好きで、動画サイトなどで音楽を聴いたり、動画を見たりしています。コメント欄には「大好き」や「かわいい」などの温かいコメントもありますが「きもい」や「辞めたらいいのに」などのそれを見た本人が傷つくようなコメントもたくさんありました。私は、そのコメントを見たとき怒りがこみ上げてきました。温かいコメントはたくさんある方がうれしいです。しかし、人を傷つけるようなコメントは、わざわざ書く必要がないと私は思います。コメントは世界中の誰でも見ることができます。そのコメントを見て喜ぶ人もいますが、それを見て不快な気持ちになる人もいます。実際に私も不快な気持ちになった中の一人です。後から後悔しても、もう手遅れかもしれません。だから、全世界の人が見ることができということを理解したうえで、自分の書いたことに責任を持つ必要があると私は思います。

SNS上ではなくても、自分が気づかないうちに人を傷つけていることがあるかもしれません。私は、SNS上に書き込みをしたことはありませんが、メールなどのやり取りはしています。私は、メールを送るときにいつも相手に

間違った受け取り方をされないかいつも見直してから送信しています。なぜなら、活字というものは、自分の伝えたいことが相手にきちんと伝わるか分からないという怖さがあるからです。実際に話をしているときは、表情や声のトーンなどで今の相手の気持ちや気分がだいたいわかりますが、メールだと相手の顔も見えないし、声も聞こえないのです。例えば、友達と話をしているときに面白半分で「バカ」と言っても表情や声があるので不快に思うことはありません。しかし、表情や声もないメール内で「バカ」と送った場合、送った側は面白半分で送ったつもりでも、送られてきた側はとても不快に思う可能性があります。もし、相手が間違った受け取り方をしてしまったら、相手が悲しんでしまうことがあるかもしれません。だから、メールを送るときは、本当に相手が傷つくことはないのかを確認することが大切だと私は思います。

私は、誹謗中傷を受けたことはありません。しかし、私の父が経営している飲食店は何回か心ないコメントを口コミサイトに書かれたことがあるのだそうです。お客さんに満足してもらえるように細心の注意をはらっていても、ちょっとしたミスやトラブルが起こり、それが原因で口コミサイトやSNSなどに悪く書かれたりすることがあります。そして、それが店に来たことのない日本中の人の目にふれることもあるかもしれません。それをおもしろおかしくあおったりする人もいるかもしれません。私は、改めてSNSがこんなにも怖いのだと感じました。

誹謗中傷をする人はあることを分かっています。それは、画面の向こうにいる人にも人権があるということです。私たち一人一人には人権があります。それは、画面の向こうでも変わりません。私にも人権があり、あなたにも人権があります。それを分かったうえで人を傷つけないようにインターネットを使用し、誹謗中傷による被害を減らしていかなければいけません。

誹謗中傷によって傷つくことのない世の中になるように私は願っています。



～ ネット被害から自分を守るために ～

インターネット上で発信をしたり、他人の投稿をシェアする前に、それが誰かを傷つけたり、自分の身を危険にさらしたりする可能性がないかを、注意深く考えましょう。ネット上に公開された情報は、「デジタルタトゥー」と称されるように、一部を削除できたとしても、どこかで半永久的に残ります。

- ・ 悪口や差別的な内容の投稿に対しては、コメントや拡散をしない。
- ・ 安易に写真や個人情報が分かるような投稿をしない。
- ・ どんな相手でも、下着姿や裸の写真を絶対に送らない。
- ・ ネットいじめにあったときは、一人で悩まず相談機関や信頼できる人に相談する。



～ ネットで相手を傷つけないために ～

インターネット上でも実生活と同様に、お互いを思いやる必要があります。誰もが楽しくインターネットを利用できるよう、私たち一人ひとりが心がけて行動しましょう。悪質な誹謗中傷などの投稿を行った場合、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。



- ・ 本人の許可なく、他人の写真や個人情報を投稿したり、書き込みを他の場所に転載したりしない。
- ・ 誰かに対する意見や感想を投稿するときは、誹謗中傷につながる内容になっていないかどうかを十分に考える。
- ・ 誰かのメッセージを見て嫌な気持ちになったとき、すぐに相手に感情をぶつけるのではなく、一呼吸して落ち着いてから、相手の意図を確認する。

問いかけ

- ・ インターネットでトラブルに合わないために、あなたが気を付けていることは何ですか？
- ・ インターネットで不快な記事や投稿を見た時、あなたはどのように対応しますか？



《関連する法律》

- ・ いじめ防止対策推進法【平成 25 年（2013 年）】
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律《リベンジポルノ防止法》【平成 26 年（2014 年）】
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律《プロバイダ責任制限法》【平成 14 年（2002 年）】





ウイルスよりも怖いもの

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催
第40回全国中学生人権作文コンテスト 第40回大会記念賞
岡山県 岡山学芸館清秀中学校 2年(当時)
小西 祥生

「岡山市在住です」

この張り紙を目にしたのは、今年のゴールデンウィークのことだ。私はその時、家族と一緒に岡山市内をドライブしていた。前を走る車のナンバープレートが「多摩」であることに気づいた私は、

「え、コロナ患者が多い東京から来ているの？岡山には、まだ患者がほとんどいないのに。嫌だなあ。」

と心の中で思った。しかし次の瞬間、私はハッとした。その車のトランクの蓋には、

「岡山市在住です」と大きく書かれた張り紙があったのだ。東京ではなく私と同じ岡山に住んでいると示している。この張り紙なしでは、そのドライバーは安心して運転できないと感じていることが伝わってきた。どうしてこんな世の中になってしまったのだろうか。

当時、新聞やニュースでは「他県ナンバー狩り」が話題になっていた。新型コロナウイルス感染症拡大を恐れた人達の一部は、地元ナンバー以外の車を見かけると、車のボディに傷をつけたりして攻撃した。私はそのニュースを見るたびに、なんて馬鹿なことをしているのかと腹が立って仕方なかった。しかし、東京のナンバープレートを見た時の自分の反応はどうだろう。もしかすると、自分も彼らと同じなのかもしれない。「感染症」という目に見えないウイルスへの恐怖から、感染の疑いが少しでもある人や場所を自分から遠ざけ、排除しようとする差別の気持ちが、自分の中にも生まれていたことに気づき、とても恥ずかしくなった。

日本赤十字社によると、新型コロナウイルスには三つの感染症の顔があるという。一つ目は、病気としてのウイルス感染症。二つ目は、不安と恐れという感染症。そして三つ目は、嫌悪・偏見・差別という感染症だ。私はこの三つ目の感染症が、実は一番強敵なのかもしれないと感じている。悲しいけれど、特定の病気や患者に対する激しい偏見や差別はこれまでもあったと思う。例えば、ハンセン病がそうだ。

私が暮らす瀬戸内市邑久町には、国立ハンセン病療養所が二つある。地元なので、私は幼い頃、よく愛生園や光明園の夏祭りに家族と出掛けた。夏祭り会場のある島に向かう橋を渡るときに、母が、

「この橋は、昔はなかったんよ。ハンセン病になった人達は、家族と離されて島から一生

出られなかった。辛かっただろうに。今はこの橋のおかげで、こうやってお互い自由に行き来できる。すごい橋なんよ。」

と話してくれたことを思い出す。

夏祭り会場では、入所されていた元患者さん達が、車いすに乗って盆踊りの様子をじっと見ていた。その中には、口元や耳の形が変わっている人もいた。幼かった私は、最初恐いと感じてしまった。しかし、そばにいた大人の女性が元患者さんに普通に話しかけ、一緒に楽しそうに笑っている姿を見た時、

「ああ、別に怖がらなくてもいいんだ。」

と安心したのを今でも覚えている。あの時の女性の自然で正しい対応を見て、ハンセン病に対する私の恐怖心は、すうっと消えていった。子どもは大人の行動や態度を見て、相手が嫌悪・偏見・差別の対象になるのか判断する傾向があると思う。一人一人の正しい言動は、不安や恐れや差別への抑止力に変わるのだ。あの日の女性のように、私も正しい言動で次の世代の差別を止められる存在になりたいと思う。

夏祭り後も私は小学校で、ハンセン病について学ぶ機会に恵まれた。今ではハンセン病は薬で治療できる病気であること、うつる可能性はほとんどないこと、遺伝しないことなどの事実を学び、ハンセン病が恐れや差別の対象ではないことを改めて確認した。社会見学で光明園を訪れたとき、元患者さんが、

「こんな悲しい歴史がここであつたことを忘れないでください。二度とこんな悲しい思いをする人がいない社会にしてください。」

と語られたことが忘れられない。ハンセン病での過ちを私たちは決して繰り返してはいけない。それなのに、コロナ禍の毎日で、私達はその学びを活かせていないように感じる。

考えてみると、ハンセン病と新型コロナウイルス感染症は似ている。守られるはずの患者やその家族が、周囲からの偏見や差別にさらされてしまう点が共通していると思う。しかし、私は学んだ。嫌悪・偏見・差別の元となる不安や恐れを断つには、うその情報に惑わされず、事実を正しく学ぶことが、とても大切なのだ。

新型コロナウイルス感染症がまた拡大している今、予防を徹底しても、感染してしまう可能性は誰にでもあると思う。その時には、相手を「排除する」のではなく「一緒に治療しよう」という温かい社会を私達で作っていきたい。私達一人一人の言動で、社会は変わるのだから。



～ 感染症について理解を深めましょう ～

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は感染力が強く、発症すると高熱や咽頭痛、下痢、味覚障害などの症状があり、高齢者や心臓病などの基礎疾患を持つ人では重症の肺炎を引き起こすことがある一方で、感染しても発症しない場合もあります。主な感染経路は飛沫・接触感染であり、手洗いや手指の消毒、マスクの着用、適度な換気など通常の感染対策が重要です。また、現在はワクチンや治療薬も開発されています。

新型コロナウイルス感染症が国内で急速に流行し始めた 2020 年ごろから、感染した患者や家族、医療従事者、外国人、宅配業者等への偏見や差別が大きな問題となりました。

ハンセン病

ハンセン病は、かつては「らい病」とも呼ばれた、きわめて感染力の弱い「らい菌」によって引き起こされる、慢性の細菌感染症です。感染し発病すると手足などの末しょう神経が麻痺し、汗が出なくなったり、皮膚の感覚がなくなるなど、皮膚にさまざまな病的な変化が起こります。治療薬がなかったころは後遺症として体の一部が変形することもありました。しかし、ハンセン病は人から人にうつることは極めて稀であり、私たちが日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

多くのハンセン病患者および患者の家族は、ハンセン病についての誤った認識に基づく差別や偏見、隔離政策などにより苦しんでこられました。



エイズ（HIV）

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することで免疫力が低下し、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、様々な病気を発症するようになる状態をエイズ（後天性免疫不全症候群）と言います。HIV 感染者の唾液、涙、尿などの体液には他の人に感染させるだけのウイルス量は分泌されず、また感染は粘膜および血管に達するような皮膚の傷からであり、傷の無い皮膚からは感染しません。現在、体内の HIV を完全に取り除く治療法はありませんが、早期に HIV 感染を知り、適切な治療を継続すれば、エイズの発症を防いで、感染していない人と同じくらい長く、健康的な社会生活を送ることができるようになりました。

問いかけ

- ・ この作文を読んで、あなたはどんなことを感じましたか？
- ・ 病気の人やその家族が地域で孤立しないためにできることはなんだと思いますか？



《関連する法律》

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律【平成 11 年（1999 年）】
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律【平成 21 年（2009 年）】





①アイヌ※の人々（固有の歴史・文化をもつ人々）の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事・口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌであることを理由として結婚や就職などの場面で差別される、動物に例えられる、食文化で差別されるなどの人権侵害は今も続いています。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

※「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」（神々、自然）に対する「人間」という意味です。令和元年（2019年）5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。



②犯罪被害者の人権

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的・精神的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が、犯罪被害者とその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしをとり戻すための一助となります。

平成17年（2005年）4月に施行された「犯罪被害者基本法」は、犯罪等の被害に遭われた方やその家族・遺族の権利や利益を保護することを目的としています。このため、国や地方公共団体に対して、様々な施策を推進して、目的を果たすよう定めています。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



③刑を終えて出所した人の人権

刑を終えた人、保護観察中の人（仮釈放者、少年院仮退院者など）やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障がい者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター※において、福祉サービスの利用援助や相談などを行います。

※地域生活定着支援センター

高齢または障がいを有することにより、刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です。



④災害被災者の人権

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行為は、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう呼びかけていくことが必要です。特に、避難所等ではプライバシーの確保のほか、女性・高齢者・障がい者等への配慮が必要となります。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災で発生した原子力発電所事故に伴う偏見や差別は今なお続いています。

⑤人身取引被害者の人権

「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」とは、暴力・脅迫・誘拐・詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、性的サービスや労働などを強要される、臓器を摘出・売買される犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者の多くは社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもたちですが、男性も被害者となり得ます。

また、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても、「人身取引」に該当します。

さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭の授受や暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも、「人身取引」とみなされます。これらの行為は、刑法の略取・誘拐罪や人身売買罪、児童福祉法違反の罪に該当することとなります。

私たちの周りにも、人身取引で苦しんでいる人がいます。人身取引の被害者と思われる人の情報などを見聞きしたり、被害者から助けを求められたりしたら、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。



⑥拉致被害者の人権

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮側は頑なに否定し続けました。しかし、北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにも関わらず、未だに北朝鮮から納得のいく説明がなされていません。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っています。

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、わが国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



近江八幡市民憲章

わたくしたち近江八幡市民は、平和で明るく豊かな生活をおくるため、この憲章を定めます。

- 一 **お** お互いを敬い、心のふれ合う、明るいまちをつくりましょう。
- 一 **う** 美しい心と、からだをきたえ、健やかなまちをつくりましょう。
- 一 **み** 水と緑を大切に、歴史と文化の薫る、美しいまちをつくりましょう。
- 一 **は** 働くことをよろこび、仕事にはげみ、豊かなまちをつくりましょう。
- 一 **ち** 地域の絆を深め、知恵と力を合わせ、協働のまちをつくりましょう。
- 一 **まん** 満面の笑み、心豊かな、ぬくもりあふれるまちをつくりましょう。

<人権相談窓口> ひとりで悩まずに、相談してみましょう！

人権全般に関わる相談 部落差別に関わる相談 インターネットによる人権侵害に関わる相談

・全国共通 人権相談ダイヤル	0570-003-110
・大津地方法務局	077-522-4673
・大津地方法務局 彦根支局	0749-22-0291
・(公財)滋賀県人権センター	077-527-3885
・よりそいホットライン	0120-279-338

女性に関わる相談

・全国共通 女性の人権ホットライン	0570-070-810
・滋賀県立男女共同参画センター“G-NETしが”	0748-37-8739

(男性からの相談可)

子育て・子どもに関わる相談

・こころんだいやる	077-524-2030
・こどもの人権110番	0120-007-110
・24時間子供SOS ダイヤル	0120-0-78310

児童虐待など子どもに関わる相談

・児童相談所全国共通ダイヤル	189 (いちはやく)
・子どもの虐待ホットライン	06-6646-0088
・滋賀県児童虐待ホットライン(中央)	077-562-8996
・彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
・近江八幡市子ども家庭相談室	0748-31-4001

高齢者に関わる相談

・近江八幡市長寿福祉課	0748-31-3737
・近江八幡市介護保険課	0748-33-3511
・(社)近江八幡市社会福祉協議会	0748-32-1781

障がい者に関わる相談

・近江八幡市障がい福祉課	0748-31-3711
・(社)近江八幡市社会福祉協議会	0748-32-1781

外国語による相談

・しが外国人相談センター	077-523-5646
・(公財)近江八幡市国際協会	0748-26-7092